

みどり市ふるさと思いやり寄附金業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

みどり市ふるさと思いやり寄附金業務委託

2 目的

本実施要領（以下「実施要領」とする。）は、みどり市（以下「本市」という。）のふるさと思いやり寄附金に係る業務の効率化及びみどり市ふるさと思いやり寄附金寄附額の増加を図るとともに、本市の魅力発信及び地域産業の活性化、ふるさと納税制度を活用した歳入確保を図るために必要な業務の委託に最も適した受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 委託業務内容

別紙、みどり市ふるさと思いやり寄附金業務委託仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※委託業務実績により、契約延長とする場合がある。（契約は年度毎に締結するものとする。）

5 提案限度額

3,850,000円(税込)

・見積書には、委託業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。なお、追加提案にかかる費用については、提案限度額以内で実現できるものとするが、見積書には含まないものとする。

※予算額は契約予定価格ではなく、予算の規模を示すためのものである。

※提案限度額を超えた場合は失格とする。

6 支払方法

本業務にかかる費用は、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込む。

7 参加資格

- (1) みどり市入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしているものでないこと。

- 1 みどり市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

8 スケジュール

項目	日程
1. 公告	令和 6 年 5 月 1 日（水）
2. 質問書受付期限	5 月 15 日（水）午後 5 時まで
3. 質問書回答期限	5 月 22 日（水）
4. 参加申込書企画提案書・見積書提出期限	5 月 29 日（水）午後 5 時まで
5. 第 1 次審査結果通知	6 月 14 日（金）
6. 第 2 次審査プレゼンテーション	6 月 24 日（月）
7. 最終審査結果通知	7 月 1 日（月）
8. 契約締結（予定）	7 月上旬

9 実施要領及び業務仕様書等の配布

実施要領及び仕様書等の資料は、みどり市ホームページからのダウンロードによる。
なお、窓口での配布は行わない。

10 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 1 日（水）～令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

（様式 5）質問書に記入の上、次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

送信先 chiiki-s@city.midori.gunma.jp

※提出に当たっては、必ず質問書の発信を地域創生課に電話で連絡すること（土・日曜日は除く）。

※受付期間を過ぎた質問の他、電話やファクス、訪問による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和 6 年 5 月 22 日にみどり市ホームページに掲載する。

なお、回答は、本実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

1.1 プロポーザル参加申込

(1) 受付期間

令和6年5月1日(水)～令和6年5月29日(水) 午後5時まで

※郵送の場合は、5月29日(水)必着とする。

(2) 提出書類 (各1部)

(様式1) 参加申込書 ※代表者印を押印したもの

(様式2) 参加資格に関する申立書

(様式3) 会社概要書

(様式4) 業務実績調書

(3) 提出方法

地域創生課に持参もしくは郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は5月29日(水)の午後5時までとし、郵送の場合は5月29日(水)必着とする。

1.2 企画提案書などの提出

(1) 提出期限

令和6年5月29日(水)

(2) 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書 (任意の様式)	7部
2. 企画提案書及び提出書類の電子データ (CD-R)	1枚
3. 見積書(様式6)	1部

※2のCD-Rについて、上記の提出書類をすべて電子データで記録し、提出すること。

また、ファイル名は上記書類名と同じにすること。

(3) 提出方法

地域創生課に持参もしくは郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は5月29日(水)の午後5時までとし、郵送の場合は5月29日(水)必着とする。

1.3 第1次審査(書類審査)

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、企画提案書、見積書により第1次審査を行い、評価点の上位3者を第1次審査通過者とする。

第1次審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

※評価点については公開しない。

1.4 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者によるプレゼンテーション(30分)及び質疑応答(15分)により第2次審査を行う。

なお、価点については公開しない。

1.5 優先交渉権者の選定及び決定

第1次審査及び第2次審査の総合評価点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

最終審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

優先交渉権者は、市と提案内容についての協議を行い、必要に応じて見積書の再提出を求め、整った場合は速やかに契約の締結を行う。協議が不調となった場合は、総合評価点の順位により同様の協議を行う。

1.6 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 提案事業者は、企画提案書に基づく1つの提案しか行うことができない。
- (2) 参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとす。
- (3) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ・ 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - ・ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ 他人の代理を兼ね、2件以上の審査書類を提出した場合
 - ・ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・ 見積価格が提案上限金額を超える場合
- (4) 提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、第1次及び第2次審査の評価点の合計が配点の7割以上の得点となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (7) 審査経過、評価内容に関する問い合わせ、及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- (8) 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。

17 プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を地域創生課定住交流推進係へ事前に電話連絡の上、持参もしくは郵送で提出すること。なお、すでに市に提出した書類等は返却しないものとする。

18 書類の提出先及び問い合わせ先（事務局）

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

政策企画部 地域創生課 定住交流推進係

電話番号：0277-46-9067（課直通）

FAX 番号：0277-76-2449

メールアドレス：chiiki-s@city.midori.gunma.jp